

## さいたま市健康マイレージ事業実施要綱（抄）

### （目的）

第1条 この要綱は、運動習慣の少ない市民等の生活習慣病の予防及び介護予防を図るためのさいたま市健康マイレージ事業（以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定め、もって市民等の健康づくりに寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この要綱において「市民」とは、市内に住所を有する者で、申込みの日において18歳以上のものをいう。

### （参加の申込み）

第3条 本事業への参加を希望する市民は、活動量計による参加又はスマートフォンアプリによる参加のいずれか一方を選択するものとする。

2 本事業への参加を希望する市民は、次の各号のいずれかに該当する方法により参加の申込みを行うものとする。

(1) 活動量計による参加 参加申込書（様式第1号）を、市の事務の委託を受ける者で構成するさいたま市健康マイレージ運営事務局（以下「事務局」という。）へ郵送により提出する方法又はさいたま市健康マイレージの専用ウェブサイト（以下「専用ウェブサイト」という。）へ登録する方法

(2) スマートフォンアプリによる参加 専用ウェブサイトへ登録する方法

### （説明会等の開催）

第4条 事務局は、本事業の普及啓発及び理解促進を図るための説明会及び測定会（以下「説明会等」という。）を開催するものとする。

2 前項の説明会等は、活動量計による本事業への参加を希望する者に対して行われることを基本とする。

3 説明会等の開催日時、場所その他説明会等の開催に係る情報は、市のホームページへの掲載その他の方法により公開するものとする。

### （参加者の決定）

第5条 市長は、第3条第2項の規定により参加の申込みを受けたときは、本事業の参加を希望する者が第2条に規定する市民に該当するか、及び次の各号のいずれかに該当するかを確認し、参加を決定するものとする。

- (1) 市長が配付した活動量計の受領及び登録の双方を終えたこと。
- (2) 市長が指定する活動量計を既に所有している場合にあっては、登録を終えたこと。
- (3) スマートフォンアプリのダウンロード及び登録の双方を終えたこと。

2 市長は、申込みを受けた事項に虚偽があると認めるときは、本事業に参加させないことができる。

(活動量計の管理)

第6条 市長が配付した活動量計の所有権は、当該活動量計を受領したときに参加者に帰属するものとし、これを使用する参加者は、善良なる管理のもとに取り扱うものとする。

(活動量計の再配付)

第7条 活動量計の再配付は、これを行わない。ただし、活動量計に不具合が生じたときその他再配付がやむを得ないと市長が認めるときは、この限りでない。

(譲渡の禁止)

第8条 参加者は、市長が配付した活動量計を、第三者に譲渡してはならない。

2 参加者が前項の規定に違反したときは、市長は当該参加者の参加登録を抹消し、又は、本事業への参加若しくは本事業の利用の一部若しくは全部を停止することができる。

(ポイントの付与)

第9条 本事業におけるポイントは、市長が配付した活動量計その他市が指定した活動量計及びスマートフォンアプリにより計測された歩数、各種健（検）診の受診又はその他市長が別に定める内容に応じ、参加者に付与するものとする。

2 歩数に応じたポイントは、市長が指定した活動量計で計測された歩数の情報を、市内各所に設置された専用のリーダーで読み込ませた参加者及びスマートフォンアプリで計測された歩数の情報をスマートフォンアプリから送信した参加者に、1日当たり以下のとおりポイントを付与する。

0歩～3, 999歩	0ポイント
4, 000歩～4, 999歩	1ポイント
5, 000歩～5, 999歩	2ポイント

6, 000歩～6, 999歩	3ポイント
7, 000歩～7, 999歩	4ポイント
8, 000歩～	5ポイント

- 3 健（検）診の受診に応じたポイントは、受診した健（検）診の種別にかかわらず次条第2項に定める集計期間に3回を限度として、専用ウェブサイトにて健（検）診受診日その他必要項目を登録した参加者に、1回当たり15ポイントを付与する。なお、4月～8月に健（検）診を受診し、10月末までに登録した参加者に、通常受診ポイント（15ポイント）に加え、さらに後日、15ポイントを付与する。
- 4 参加者が獲得したポイントは、第三者に付与し、又は譲渡してはならない。
- 5 参加者が前項の規定に違反したときは、市は当該参加者の参加登録を抹消し、又は、本事業への参加若しくは本事業の利用の一部若しくは全部を停止することができる。

（ポイントの活用）

第10条 参加者は、獲得したポイントを、景品その他専用ウェブサイトに掲げるものの中から希望するものの抽選会へ応募することにより活用することができる。

- 2 ポイントの集計期間は、おおむね毎年1月から12月までの間とし、市のホームページへの掲載その他の方法により公表する。

（事業所単位による参加）

第11条 本事業の趣旨に賛同する市内の事業所（以下「事業所」という。）は、その事業主及び従業員の健康づくりの取組のきっかけとして、事業所単位による参加をすることができる。

- 2 事業所単位による参加をしようとする事業所は、その担当者を通じて、事業主及び従業員の参加の希望を取りまとめ、一括して、申込書（様式第2号）の電磁的記録を事務局へ送付する方法により申込みをするものとする。
- 3 事務局は、年1回、参加者の継続率、歩数その他専用ウェブサイトで管理している情報を事業所の担当者へ送付する。
- 4 暴力団（さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）及びこれと社会的に非難されるべき関係を有していると認められる事業所の事業所単位による参加は、これを認めない。

5 市長は、毎年、事業所単位による参加をした事業所のうち、従業員の健康づくりに積極的に取り組む事業所に対し、参加者の歩数その他の状況を報告するものとする。

(参加登録の変更及び抹消)

第12条 市長は、参加者又は事業所が次の各号のいずれかに該当するときは、当該参加者の参加登録を変更し、又は抹消することができる。

- (1) 参加者が、本事業のサービスの利用の中止を求めたとき。
- (2) 第2条に規定する市民が、市外への転出、死亡等により、市民でなくなったとき。
- (3) 事業所単位による参加をしている事業所が、廃業又は市外へ移転したとき。
- (4) 事業所単位による参加をしている事業所の事業主及び従業員が、当該事業所の事業主及び従業員でなくなったとき。
- (5) 1年以上継続して本事業のサービスを利用しなかったとき。
- (6) その他市長が必要と認めたとき。

2 軽易な参加登録の変更は、参加者が行うものとする。

(秘密及び個人情報の取扱い)

第13条 市及び市の事務の委託を受ける者並びに事業所の代表者は、本事業の実施に当たり知り得た秘密及び収集した個人情報の取扱いについては、さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）、さいたま市個人情報取扱事務の委託に関する基準、個人情報取扱特記事項その他個人情報の取扱いに関する規程を遵守しなければならない。

(事業の所管)

第14条 本事業の市の所管は保健福祉局保健部健康増進課とする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(ポイントの有効期間の特例)

2 第10条第2項の規定にかかわらず、平成28年度中に獲得したポイントのうち活用しなかったものは、平成29年12月31日まで有効なものとする。

附 則 (平成28年12月19日保健福祉局長決裁)

この要綱は、平成28年12月19日から施行する。

附 則 (平成29年3月14日保健部長決裁)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月9日保健部長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月27日保健部長決裁)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月3日保健部長決裁)